

感染症への対応ガイドライン

2023年5月8日

株式会社 SAE マーケティングワン

一般社団法人 全日本動物専門教育協会 (SAE)

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」になりました。法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応が変わります。

【変更ポイント】

- ①政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。
- ②感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。
- ③限られた医療機関でのみ受診可能であったのが、幅広い医療機関において受診可能になる。
- ④医療費等について、健康保険が適用され1割から3割は自己負担いただくことが基本となるが、一定期間は公費支援を継続する。

感染症法に基づく主な措置の概要

	新型インフルエンザ等感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	指定感染症
規定されている疾病名	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱等	結核・SARS 鳥インフルエンザ (H5N1) 等	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス等	黄熱・鳥インフルエンザ (H5N1 以外) 等	インフルエンザ・性器クラミジア感染症・梅毒等	※政令で指定 (現在は該当なし)
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	政令
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める感染症のみ)	—	—	—	具体的に適用する規定は、感染症毎に政令で規定
無症状病原体保有者への適用	○	○	—	—	—	—	
診断・死亡したときの医師による届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	○	○	○	○	○	—	
患者情報等の定点把握	—	—	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	○	
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	—	—	
就業制限	○	○	○	○	—	—	
入院の勧告・措置	○	○	○	—	—	—	
検体の収去・採取等	○	○	○	—	—	—	
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	—	
ねずみ、昆虫等の駆除	○ (※)	○	○	○	○	—	
生活用水の使用制限	○ (※)	○	○	○	—	—	
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○ (※)	○	—	—	—	—	
発生・実施する措置等の公表	○	—	—	—	—	—	
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	—	—	—	—	—	
都道府県による経過報告	○	—	—	—	—	—	

※ 感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用 (新型コロナウイルス感染症については適用なし)

(厚生労働省の厚生科学審議会感染症部会の資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001041576.pdf>) から抜粋)

2 感染対策の基本方針

原則個人の判断に任せることとするが、今までの感染防止対策に準じた行動を基本方針とする。

3 具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則

- ・従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。
- ・感染防止のための手指の消毒設備の設置。
- ・マスクの着用については、自席その他の場所において、会話のない作業中は個人の判断でマスクの着用をしなくても良い。ただし、ミーティング、打ち合わせ及び来客時等、対面や隣同士での会話が発生する場面ではマスク着用を推奨する。
- ・社内、セミナールームの換気と定期的な消毒。
- ・講座参加時の感染防止対策を周知、啓発し対策の実行への理解と協力を依頼する。

(2) 各場面の共通事項

- ・他人と共用する物品などの頻回に触れる機会を減らす工夫をする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・お客様や従業員がいつでも使えるようにアルコール等を社内に設置。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

4 従業員等向けの対策

(1) 健康管理

従業員等に対し、具合の悪い者は自宅待機とすること。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を随時確認すること。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示すること。医師からの指示について会社へ報告すること。

(2) 通勤

- ・通勤や外出の徒歩移動中等のマスク着用の有無については個人の判断に委ねる。ただし、電車等の公共交通機関乗車中や人が多い場所では、マスク着用を推奨する。基本は乗車する交通機関のルールに従うこと。

(3) 勤務

従業員等に対し、

- ① 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底すること。
- ② 手指消毒液を配置すること。
- ③ マスクの着用については、自席その他の場所において、会話のない作業中は個人の判断でマスクの着用をしなくても良い。ただし、ミーティング、打ち合わせ及び来客時等、対面や隣同士での会話が発生する場面ではマスク着用を推奨する。

(4) 設備・器具

業務中に従業員等が触れる機器について、

- ①定期的に消毒を行うこと。
- ②洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話、パソコン、タブレット、手すり、エレベーターのボタンなどの共有設備については日々清掃・消毒を行うこと。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう徹底すること。
- ④ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクを着用し、作業後に手洗いやうがいを徹底すること。
- ⑤建物全体や個別の業務スペースの換気に努めること。

(5) 従業員等の意識向上

従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。感染症から回復した従業員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

5 講座（セミナー）参加者への対策

- (1) 入口およびセミナールーム内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する。
- (2) 入場の際に手指の消毒を依頼する。
- (3) 場内では、マスクの着用を依頼する。
- (4) 来場者の上履き（スリッパ等）は十分消毒を行うこと。
- (5) 参加者間ではできるだけ距離を確保できるよう、座席を工夫する。
- (6) 窓の開放などにより換気を行う。

6 通学講座・セミナー開催の可否判断

政府から発出される情報に基づき社内危機管理事務局にて判断を行うが、通学講座開催については、各都道府県の現地の状況を踏まえ、可否を判断する。

全国規模で緊急事態宣言が発出された場合、全ての通学講座を中止若しくは延期とすることがある。

2020年5月20日施行

2020年6月15日改定

2020年8月17日改定

2020年11月20日改定

2021年8月10日改定

2023年3月13日改定

2023年5月8日改定

以上